

木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業
計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

－ 令和4年9月 －

木更津市福祉部介護保険課

木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 公募主旨

木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託について、当該業務に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

本事業は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする木更津市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画が令和6年3月をもって終了するため、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づき、本市の高齢者に関する介護保険制度の円滑な実施に関する新たな計画や各種保健福祉事業に関する新たな計画として、令和6年度から令和8年度までを1期とする「木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

3 事業概要

- (1) 事業名称 木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
- (3) 業務内容 別紙「木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託仕様書」のとおり
※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、国の方針等が示される中で、協議の上変更する可能性があります。
- (4) 予算限度額 10,710,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和4年度 4,000,000円
令和5年度 6,710,000円
上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す額である。

4 契約方法

随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された提案書の内容について、本市関係者で構成する木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務受託候補者選定審査会で審査し、随意契約の相手候補（以下、「受託候補者」という。）を決定する。

5 参加資格要件

- (1) 木更津市入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定により木更津市の入札参加制限の受けていない者
- (3) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (4) 相互に資本関係又は人的関係のある者が、本業務に同時に参加していないこと
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者でない者、又は本プロポーザルの公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにしていない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者

6 スケジュール

項目	スケジュール
(1) 事業の公告	令和4年9月9日（金）
(2) 質問受付期限	令和4年9月15日（木）午後5時
(3) 質問回答期限	令和4年9月16日（金）午後5時
(4) 参加意向申出書提出期限	令和4年9月22日（木）午後5時
(5) 提案書等提出期限	令和4年10月6日（木）
(6) プレゼンテーション	令和4年10月13日（木）
(7) 業者決定通知	令和4年10月中旬予定
(8) 契約締結予定	令和4年10月中旬予定

7 質問受付

(1) 質問方法

本プロポーザルに係る質問は、電子メールにより質問書を担当部局に提出するとともに、電話により担当部局へ提出したことを連絡すること。

(2) 質問受付期間

令和4年9月9日（金）から令和4年9月15日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年9月16日（金）午後5時までにすべての提案参加希望者に電子メールにて行うものとする。

8 参加意向申出書の提出

(1) 提出期間

令和4年9月9日（金）から令和4年9月22日（木）まで

※各日午前8時30分から午後5時まで（ただし、土日・祝日を除く）

(2) 提出方法

担当部局へ持参もしくは郵送による。

※郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

(3) 提出書類

プロポーザル参加意向申出書（別記第1号様式） 1部

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和4年9月9日（金）から令和4年10月6日（木）まで

※各日午前8時30分から午後5時（ただし、土日・祝日は除く）まで

(2) 提出方法

担当部局へ持参によるものとする。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書 所在地・会社名・代表者を記入し押印した上で鏡表紙とすること。
- ② 会社概要 任意様式・パンフレット可

- ③ 業務内容 仕様書を基に、業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体的に記載すること。
- ④ 業務実績 他市も含めた介護保険分野での実績を記載すること。
- ⑤ 実施体制 事業責任者・担当者・会社のサポート体制について記載すること。
- ⑥ 見積書 人件費等の積算根拠を詳細に記載すること。

(4) 提出部数

正本1部、副本（コピー可）6部を提出すること。

(5) 留意事項

- ① 提出書類に関する変更、差し替え又は再提出は認めない。
- ② 提出された提案書等は返却しない。なお、提出書類は事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。また、無断で外部への開示は一切行わない。

10 プレゼンテーションの実施

木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託受託候補者選定審査会（以下、「審査会」という。）において、企画提案書に関するプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日

令和4年10月13日（木）13時30分から

※集合時間等は事業者ごとに別途通知

(2) 開催場所

木更津市役所朝日庁舎 会議室B

(3) 実施方法

- ① プレゼンテーションの時間は、1者あたり15分とし、提案者は2名以内とする。
- ② プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。
- ③ パワーポイント等使用する場合は、プロジェクター（接続コード含む）、スクリーンは本市で用意する。パソコン及びその他必要な関連機器は提案者が用意するものとする。
- ④ プレゼンテーションの順番は、本市が提案書を受理した順とする。

1.1 選定方法

(1) 選定方法

① 本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、審査会委員が、提出された提案書の内容に基づくプレゼンテーションの内容について、下記「(2) 評価基準」及び「(3) 審査項目の採点基準」により採点を行う。その上で以下「(ア)」及び「(イ)」のいずれも満たす者を受注候補者として選定する。

(ア) 合計得点が最も高い者

(イ) 合計得点が、以下の式を満たしている者

$$\text{合計得点} \geq \text{評価項目の合計点 (100点)} \times \text{審査会委員の人数} \times 0.6$$

② 最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会の協議により受託候補者を決定する。

③ 提案者が1事業者のみの場合は、審査会の協議により受託候補者の選定を行うものとする。

(2) 評価基準

評価項目	審査基準	配点
1 会社の業務履歴	・第8期介護保険事業計画の策定実績を評価 ・計画以外の介護保険分野の実績を評価	20
2 業務実施体制	・事業責任者、担当者の知識、経験を評価 ・会社の人員体制を評価	20
3 計画策定に向けた分析	・国の動向を踏まえているかを評価 ・本市の現状分析がなされているかを評価	20
4 業務全体及び各種施策の把握、提案	・本市の施策や課題等を踏まえた提案内容であるかを評価 ・介護人材確保など将来を見据えた提案内容であるかを評価	20
5 デザイン性	・提出資料の構成、見やすさを評価	10
6 価格点	・(提案者のうち最も低い価格÷当該提案者の価格)×10 ・小数点以下を切り捨て	10

(3) 審査項目の採点基準

評価	判断基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0.2

1.2 選定結果の通知

選定結果については、令和4年10月中旬までに参加者全員に書面で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切応じない。

1.3 契約

(1) 受託候補者選定後の委託契約の手続き

① 提案書類の内容について、市と受託候補者との協議により別途仕様書を作成し業務内容を決定後、木更津市財務規則（昭和62年木更津市規則第1号）に定める随意契約の手続きにより受託候補者から再度見積書（提案書類中の見積書とは別に）を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

② 上記により受託候補者との協議等が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ③ その他、本要領の内容に違反する場合

(3) その他

- ① 提案者が全くなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
- ② 本プロポーザルに要する経費はすべて提案者の負担とする。
- ③ 提出期限までに参加意向申出書の提出がなかった場合は、提案書を提出することができない。

- ④ 提出された参加意向申出書及び提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑤ 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
また、提出期限までに提案書の提出がない場合は、失格とみなす。
- ⑥ 本業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、本市に帰属するものとする。
- ⑦ kaigo@city.kisarazu.lg.jp からの電子メールを受信できるようにパソコンの設定を行うものとする。

1.4 問い合わせ及び提出先（事務局）

〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎
木更津市福祉部介護保険課計画推進係

電話：(0438) 23-7163

FAX：(0438) 25-1213

メールアドレス：kaigo@city.kisarazu.lg.jp